

保育所をベースとした児童虐待防止活動において 関係機関がとらえる保育所の抱える境界問題と解決策

笠原 正 洋

The Boundary Problem and Designs for the Solution Reported by the Welfare Office and Child Guidance Center about the Child Abuse Prevention Activities in Day Care Centers.

Masahiro Kasahara
(2017年11月22日受理)

問題と目的

本研究は、保育士らを対象とした児童虐待防止活動の研修をデザインする研究の一環として、保育所保育士による児童虐待防止活動の困難（矛盾、停滞、対立、葛藤）に対して、ともに連携する関係機関の関係者である保健師や児童福祉司がどのように解決に導こうとしているのかを記述する。よい教授を生み出すには、何よりもまず学習の対象となる活動を理解する必要がある（Engeström, 2009/2010）と指摘されているように、研修の対象となる児童虐待防止領域での保育士らの困難とその解決の可能性や条件などを明確にすることにより、研修において探求すべき課題も明確になると考えられる。

さて、保育所における児童虐待防止活動は、保育士と子供・保護者との関係に止まらず、市町村の子育て相談員や保健師、児童相談所の児童福祉司などのいわゆる児童福祉行政（以降、行政と略）の関係者、そしてケースによっては地域の児童委員（主任児童委員や民生・児童委員）、学校職員や医師、警察らとの専門職連携実践である。そこでは、保育所側や関係者双方に、児童虐待防止に関して自らの組織が培ってきた意義、実践知、価値観や習慣化された活動などにより構成されている文脈の境界を横断する協働が求められる。香川（2008）によれば、『文脈横断論では、文脈を「人々が、各々の役割（分業）のもと、制度や人工物（文化的媒介物）を介し、ある特定の対象動機を指向しつつ、他者と相互行為している社会文化歴史的な集合体（運動体）」と、一元的に捉える。（略）互いに独立した人と環境があるという見方は取らない。』そして、『活動としての文脈は、全体としてまとまるよう一致方向へ運動すると同時に、不一致方向への運動も起こっている、統合化と差異化の緊張関係から成る集合体を示す』と述べている。実際、保育所における児童虐待防止活動も、異なる背景と目的を

もった多くの成員による集合体によって行われる活動である。そこには、“保育”や“保育指導”のみを自らの役割とみなす保育士や、広く関係機関（市町村福祉センターや児童相談所などの専門職）との連携実践であるとみなす保育士が混在しており、差異をもった空間であると言える。

そのため児童虐待防止活動に従事する者がその境界においてさまざまな矛盾や葛藤を抱えやすいことは容易に想像できる。たとえば、保育所や保育士の立場から通告というひとつの行為を考えるならば、通告は保育所という文脈から市町村、すなわち行政への文脈横断である。保育士らは通告義務や通告先機関に関する知識は持っていない、通告が保護者との信頼関係を壊すのではない、通告先機関からこの程度で通告しないでほしいと言われるのではない、通告した後では家庭訪問など保育所側の負担が増えることになるのではないかなど様々な懸念を抱きやすく、通告の実行に躊躇することが多い。またそれが懸念に留まらず、実際に通告を行った結果、そのような事態が生じることもある。このような事態は、様々な文脈横断を要する協働において、保育士側に困難、すなわち「矛盾、停滞、対立、葛藤」という現実を構成させ、場合によっては、例えば香川（2008）が述べているように、『他方を無視、抑圧する「すみわけ（segregation）」、「圧殺（suppression）」の様なカプセル化（Engeström, 1996）が生じる』ことになる。

文脈横断論では、カプセル化を克服する過程・試みを「発達の転移」と名付け、各活動の成員が互いの既存の構造や態度や規範などを反省し合い、各活動の対象を再編し、かつ共通の対象を創造する場を「境界領域」と呼んでいる。そして、こうした互いの活動が衝突する境界領域の中で、実際に何が起きているのか、或いは何が変容するのかを明確にする試みが数多くなされている（香川・茂呂, 2006；香川・櫻井, 2007；今野, 2017など）。しかし、保育所での児童虐待防止活動で保育士

がどのような差異を体験し、それが境界領域でどのように変遷していくのかを記述する試みはまだない。困難がどのような「境界領域」で「発達の転移」として脱カプセル化されていく可能性があるのかを記述することは、対象となる活動を深く理解する試みであり、そこで見出された内省や人工物の変化、そしてそれによる活動全体の変化や学びのプロセスについての記述は、保育士を対象とした研修をデザインする際の受講者が構成する方向づけのベース (Engeström, 2009/2010) についての手がかりを提供するものと考えられる。

さて、文脈横断という考えに立ち、その活動が交差する境界領域での実際を記述する際には、境界設定することが前提になる。その場合、特定の文脈化だけを取り出して線引きする「境界化」自体に難しさがある。たとえば、児童相談所への「通告を躊躇する」背景として、保育士は複数の境界を設定していることが考えられる。まず児童相談所の“虐待防止に関する児童福祉”の文脈と“保育”の文脈との間に境界を設定している人もいる。また保護者に対して、“子供を保育する”私という文脈と、“保護者を告発する、傷つける”指導的な私という文脈との間に境界を設定している人もいる。さらには、“子どもを救うためには通告したい”私という文脈と、“保育所の問題は保育所の中で解決するのが当然”と考えている管理者との間に境界を設定する保育士もいる。

つまり、以上述べたことは、香川 (2008) が指摘するように、境界を区分すると同時に、それらの間を何らかの形で結びつける言語実践、すなわち「距離化」の実践があり、文脈横断とは距離化の実践を通して構成される人工的産物であり、複数の境界の可能性があるという考え方である。したがって、ある一つの立場から境界をとらえることは一面的な記述に留まり、様々な困難や学習・発達の様相、すなわち発達転移を気付きにくくさせる可能性があり (香川, 2008)、境界横断のあり様を多角的に検討していくことが必要になる。そこで、本研究では、児童福祉行政の専門家が保育所や保育士による児童虐待防止活動へ照射する語りを収集する。そして、面接調査 1 においては、保育所と協働する関係機関の一つである市町村の児童虐待防止担当者である保健師に協働での成功体験と困難及びそれへの対処について語ってもらい、面接調査 2 では、「児童虐待防止活動における悩み」の記述から保育士が呈する境界横断の問題を整理し、それらを児童相談所の児童福祉司に提示し研修計画を立案してもらい、その研修計画案とそうように計画する理由を聴取する。そのデザインの中に持ちこまれた人工物を分析することにより、保育士独自の境界化の在り方を記述し、保育士が取り組む児童虐待防止活動の困難、そして解決や人工物の可能性を記述していく。

面接調査 1

方法

1. 面接協力者：A市、B市において児童虐待防止の担当部署に勤務する課長 2 名 (ともに勤続30年以上、子ども福祉・地域福祉の経験年数10年以上)。
2. 調査方法：それぞれに対して約 2 時間の半構造化面接を実施した。面接で聴取した内容は、各自治体の児童虐待防止の現状、虐待の予防・発見・通告・在宅養育支援のプロセスに対して、保育所保育士との協働において連携がうまくいった点、困難だったことや問題点、そして想定される境界、境界を解消しようとする保健師側の試み、その具体的な行為、それによる変化、境界を保持しようとする保育所や保護者の行為とそれへの行政側の対応を聴取した。

面接において聴取された発話から逐語録を作成し (一次文章)、面接では聞き取れなかった詳細情報について尋ねる質問を付してその文章を面接協力者に返送し、加筆・削除等の修正を求めた (二次文章)。この文章を再校正し、協力者から了承を得た三次文章を分析に用いた。

3. 倫理的配慮：調査依頼等については書面と口頭で行い、特に個人情報保護の観点からデータの取り扱いや公表の際の取り決めについては「誓約書」をもって同意を得た。

結果と考察

1. 保育所保育士の利点やうまく機能した連携

行政担当者が述べた保育所との連携の成功体験は、保育所側が次の 4 点の役割を遂行してくれたことによるという。ひとつは、子供の安否を確認し発達を保障する役割、二つ目は、保護者が安心して相談でき保育士も家族に寄り添った支援をする役割、三つ目が、保育所で把握できる保護者や子供の状態およびそれに対する保育士の働きかけの「記録」により行政や地域、児童相談所に対して支援を要請し貴重な情報を提供する役割、最後に、子育て支援や相談施設など市町村の様々な行政サービスを広報し仲介する役割である。

2. 行政側が保育所保育士の構成した境界を超える試みと課題

結果を表 1 に提示する。保健師の記述は、①想定される境界、②境界を超える行政側の試み、③具体的な行為、④肯定的な変化、⑤境界を維持する保育所や保護者の試み (・) とそれへの行政の対応 (⇒) の観点から分類された。

表 1. 児童虐待防止における保育所と市町村との境界および境界を超える行政の取り組み

①想定される境界	②境界を超える行政側の試み	③具体的な行為	④肯定的な変化	⑤境界を維持する保育所や保護者の試み(・)とそれへの行政の対応(⇒)
保育所(保育士・管理者)・行政	アウトリーチ	ケースについての聞き取り 顔の見える関係を作る	・(再)通告や支援に関する相談の増加 ・情報収集(気になる子・家族や保育所の状況)や情報提供(乳幼児健康診査前に保育所から市町村へ)の増大 ・他地区からの転入児の早期把握・情報共有 ・信頼関係 ・要保護児童対策地域協議会の開催	※アウトリーチを断られることは今はない。 ⇒記録用紙例を作成・周知 ⇒市と児童相談所の連携(共同での訪問・ケース管理の協議等)を伝達 ・住民票が移動されていなければ把握が難しい。 ⇒保育士の目を育てる
	専門家講座・園長会への出席	保育士の役割、虐待発見のポイントの伝達	・(再)通告や支援に関する相談の増加	・虐待防止に理解のない保育所の出席率は低い。温度差がある。 ⇒園長の意識を変える(園長会への出席、園長研修会の主催) ⇒対応マニュアルの作成・周知(研修会の設定)
保育所(保育士・管理者)・保護者・行政	相談支援	聞き取りのポイントや記録の仕方を助言、市への積極的な相談・報告を推奨	・(再)通告や支援に関する相談の増加 ・個別ケース検討会議での話しやすさ ・保育所からの情報提供により、行政職の知らない保護者の健康面が発見(行政には相談しないが保育所には援助要請する等) ・子供の状態の把握(家庭では問題ないが、保育所では集団内での問題が生じる等) ・保育所が情報提供のための記録を工夫(作成)－人工物の創造 ・連絡ノートによる情報収集 ・保育所を介した支援の広がり	・保護者と保育所とのトラブル ⇒聞き取り・写真撮影は管理者に依頼 ・保護者とトラブルになることを避けるため、保育士側が非協力的な態度 ・保育所の中で協働に熱心な管理者とそうでない管理者がおり、後者が行政の対応を批判する。そうすると個別ケース検討会議での情報共有ができなくなる。 ⇒保育所の中に共通理解をもたらすために、家庭と子供の状態の関連を理解して対応している主任保育士や保育士を前面に出す。
	入所依頼	保護者に寄り添うことの大切さを周知 精神疾患や知的の問題を持つ保護者の相談は難しいと伝える(境界保守)	・保育所への登園が安定 ・公的機関への自発的な相談の増加(「子育てをひとり頑張らなくていい、みんながきちんと見ている。いつでも相談に来ていい」というメッセージ等により) ・子供の異変・異状・発達保障に支援目標を変更 ・子供を見ることが他の異変や注意点が見えてくる。 ・他のサービスによる介入を導入する(専門職の広がり)	・保護者が交流をシャットアウトする ・保育士が受容役割よりも指導役割を強調する。保育理念にとらわれて児童福祉の理念を取り入れられない。 ・貸与物の未返納、保育所への必要経費の滞納 ⇒支援計画の変更(子供への関わり重点化) ⇒保護者と一番関係のいい支援者が対応する。 ⇒保育士が保護者にとっての最後の砦と伝達 ・かわりすぎて保護者の心情に寄り添いすぎ。そのため、無力感や他者・他機関への反発が生じる。 ⇒ケースの特徴や見通しを伝え、役割分担(子供の見守りを保育所)を明確にする。 ⇒市の関係部署と連携して家庭訪問
	入所依頼	・家庭養育だけになっている家庭を保育所につなげる。 ・きょうだい児への対応	・密室の回避 ・子供の安否確認の場の確保 ・保護者の生活の安定化 ・保護者や家族の状態確認と相談場所の提供 ・きょうだい児(就学児)の安否確認	・入所拒否(定員超過、建て替えなどの事情がある場合と理解がない場合) ⇒とにかく保育所につなげることが大切。子供が楽しく過ごして元気になるためには保育所保育が一番適していることを伝達。 ⇒保護者の負担軽減になることを伝達。 ⇒地域に、相談に行ける場所があることが大切な生活支援になることを伝達。
行政・保護者	仲介依頼	保護者に対する情報収集と行政へ連絡(行政への訪問、家庭訪問の了解)を取るよう保育所に依頼	・家庭・保護者の情報把握 ・家庭訪問・家庭支援の開始	・保護者が拒否、保育所に預けても保育士との接点を回避 ・家庭の様子が見えない。 ⇒児童相談所・市・保育所の役割分担の調整・明確化 ⇒保育所側の支援目標を子供の異変・異状・発達保障に変更 ⇒児童相談所(緊急支援課)や市町村内の他部署との連携体制見直し(保護課)

(1) 境界 1 [保育所と行政]

文脈横断のパターンとタイプ(香川, 2008)によれば、これは「間接横断パターン」に該当すると考えられる。このパターンは現在ある活動に参加しながら、他の活動へ間接的、潜在的、一時的にアクセスするパターンであり、その中でも「目的→手段タイプ」、すなわち現在参加する活動内のある目的を達成する手段として、別の活動にアクセスする型である。具体的な困りとしては、「保育所側からの通告ができていないか」という通告の回

避・未通告であり、保育所と福祉行政の管轄である市町村との境界である。

これに対する②境界を超える行政側の試みとして、保健師らは「アウトリーチ」と「専門家講座、園長会への出席」を指摘した。③具体的な行為としてはアウトリーチに関しては、「ケースについての聞き取り」と「顔の見える関係を作る」というものだった。専門家講座や園長会への出席に関しては、「保育士の役割、虐待発見のポイントの伝達」だった。その結果、通告や支援に関す

る相談が増加し、気になる子・家庭や保育所の状況などの情報収集が進み、乳幼児健康診査前に保育所から市町村に情報が提供されるようになった、他地区から転入した気になる子供の早期把握と情報共有が容易になったという肯定的変化や行政への信頼感が醸成され要保護児童対策地域協議会の開催についての理解も増したという変化が生まれたとのことだった。⑤境界を維持する保育所や保護者の試み及び行政の対応については、今はアウトリーチそのものを断られることはないとのことだが、以前は、「記録用紙例を作成し周知する（下線部分は人工物になる可能性を秘めた産物を示す。以降同じ）」、「市と児童相談所の連携（共同での訪問・ケース管理の協議等）内容を伝達する」ことによって解消したという。また、保護者の住民票が移動されていなければ把握が難しいため、（転）入所した子供や保護者の様態に気づく「保育士の目を育てること」で緊急対応を行うという回答がなされた。

専門家講座に関しては、児童虐待防止意識の低い保育所は出席率が低く、これに対しては管理者（所長、統括主任保育士等）の意識を変えるために、園長会に出席したり管理職研修会を開催したりすることにより対応していた。また、自治体で児童虐待防止対応マニュアルを作成し、その内容についての伝達研修を行うことで周知を図っていた。

(2) 境界2〔保育所と保護者、行政〕

これは、「多重混成パターン」という文脈横断のパターンに該当する（香川，2008）。複数の活動が、同じ時間や場所を共有しながら、交わり混合する領域である。これは保育所からの通告後、保育士らが保育所保育を通して、子供の発達支援や保護者に対する支援を行っていく時の様々な困難や問題を協働で解決に向けて対応してく場面である。

②行政側の境界を超える試みとしては、「相談支援」と「入所依頼」という活動に分類され、前者の具体的な行為として「聞き取りのポイントや記録の仕方の指導、市への積極的な相談・報告の推奨」と「保護者に寄り添うことの大切さの周知」、「精神疾患や知的障害を持つ保護者への対応についての境界設定等」、後者に関しては「家庭養育を保育所保育につなげること」、「きょうだい児への対応」に分類された。そして、ここでの④肯定的変化として、（再）通告や支援に関する相談が増加し、個別ケース検討会議での話しやすさが生まれ、連絡ノートの情報など保育所からの情報提供により、行政職の知らない保護者の健康面、たとえば行政には相談しないが保育所には援助要請する等が発見され、子供の状態が把握（家庭では問題ないが、保育所では集団内での問題が

生じる等）され、保育所が情報提供のための記録を工夫（作成）するなど、道具や人工物を創造することが生まれ、保育園を介した支援が広がることを指摘していた。また、保護者に寄り添うという行政側の具体的な行為により、保育所への登園が安定し、「子育てをひとりで頑張らなくていい、みんながきちんと見ている。いつでも相談に来ていい」という保育所側からの保護者へのメッセージ等により公的機関へ保護者が自発的に相談することが増えるなどの変化があると言及していた。

さらに、精神疾患や知的な問題を持つ保護者への境界保守の行為により、保育所において保護者への指導的な支援目標から子供の異変・異状・発達保障に目標を変更するなど保護者の状態に応じた計画変更が柔軟になされ、子供を見ることで他の異変や注意点が見えてくることにつながり、結果として、他のサービスによる介入を導入するという他の専門職の関わりが広がることがあると述べていた。一方、入所を依頼する行政側の行為から、母子の密室性が回避され、子供の安否確認の場が確保され、保護者の生活が安定化し、保護者や家族の状態確認と相談場所が提供されることになり、きょうだい児も含めた安否確認の場になるという肯定的変化が言及された。

しかし、カプセル化も多く言及された。例えば虐待の証拠として保育所側が子供の受傷状態の写真撮影したところ、そのことを子供が保護者に話すことにより保護者が保育所側にクレームを言うなどのトラブルがあり、そのことを契機として協力関係が停滞したという。そのような時、子供の受傷状態の撮影や子供からの情報収集に関して、虐待を確証するのではなく子供が何を言っていたのかを聞き取り、写真撮影に関しても管理者が子供に配慮して行うよう依頼するようにしたと回答していた。保育所によっては、保護者とトラブルになることを避けるため、保育所側が非協力的な態度を見せたり、保育所内に協働に否定的な態度をとる管理者や保育士が行政の対応を批判したりすることもあるという。そうなると個別ケース検討会議での情報共有ができなくなる問題が生じる。それに対しては、保育所との共通理解をもたらすために、家庭と子供の状態の関連を理解して対応している主任保育士や保育士などをキーパーソンにして対応するようにしているという。

また、保護者に寄り添うことの大切さを周知しようとしても、保護者自身が交流を閉ざすこともある。貸与物の未返納や保育所への必要経費の滞納などもあり、保育所側と保護者が対立し、つい保育所側が指導的役割を強調しすぎる時もある。また保育理念を重視するがあまり、保育で逸脱行動を示す子供の状態にとらわれすぎて、保育所が子供にとって安全・安心を重視した保育よ

りも教育に偏重した関わりを行い、それが保護者への注意や指導という関わりにつながり、どちらかといえば児童福祉の理念を取り入れない働きかけもあるという。そのような場合、子供への関わりを重点化し保護者への関わりを最低限にするという「支援計画の変更」や、「保護者と一番関係のいい支援者が対応する」よう働きかけると回答していた。また「保育所や保育士が保護者にとっての大切な環境」と伝え、保育の重要性を強調することもあったと述べていた。

さらに、精神疾患や知的な問題を持つ保護者との境界保守を伝えていたとしても、保育所側が保護者に関わりすぎて保護者の心情に寄り添いすぎることもあり、保護者がそのような支援を拒否したり関係を閉ざしてしまったりすることが多い。そのような場合は、「ケースの特徴や見通しを伝え、役割分担(子供の見守り役割を保育所)を明確にする」、「市の関係部署と連携して家庭訪問などを行う」など、支援計画全体の見直しを行うという対処を取ることがあると回答していた。

一方、入所依頼を行っても、入所を拒まれることもある(定員超過、建て替えなどの事情がある場合と理解がない場合)。そのような場合は、「とにかく保育所につなげることが大切であり、子供が楽しく過ごし元気になるためには保育士による保育が一番適している」、「保育所の保育が保護者の負担軽減になる」、「地域に、相談に行ける場所があることが保護者にとって大切な生活支援になる」ことを伝え理解を得るようにしていると述べていた。

以上より、ここでの保育所のカプセル化(課題)は、保護者とのトラブルを回避するために市町村からの支援要請に非協力的態度、たとえば行政批判や責任転嫁を示すこと、そして保護者が保育所からの働きかけを拒否することだった。前者に対しては保育所の職員間の力動を変えることや支援目標の修正などで対応し、後者に対しては保護者と一番関係を取りやすい支援者を同定することと支援目標の修正で対応していたと言える。

(3) 境界3〔行政と保護者、保育所〕

行政が家庭養育支援を行おうとしても家庭に連絡を取れず訪問を拒否される場合がある。そのような時、保育所の仲介役割が重要となる。行政側が保護者に対する情報収集と行政へ連絡(行政への訪問依頼、家庭訪問の了解)を取るよう保育所に依頼することがあり、それによって家庭や保護者の情報を把握でき、家庭訪問や家庭支援の開始によって支援が広がり保護者や子供の危急へ対処することができる。しかし、行政側が保育所側へ協力要請を行うが、そのような対応を保育所側が行ったとしても保護者の非協力的な態度があり、家庭の様子が

見えなくなることがある。このような場合、行政側は、「児童相談所・市・保育所の役割分担を調整・明確化」して、特に保育所側には「子供の異変・異状・発達保障に目的を変更」してもらい、「児童相談所(緊急支援課)や市町村内の他部署(保護課等)との連携体制見直し」につなげることにより対処していた。

以上より、調査対象となった保健師らは、保育所との情報連携及び行動連携を重要視しており、アウトリーチから情報収集することや保育所からの情報発信を強め、情報を共有することを重視していた。それにより家庭への働きかけとなるきっかけ作りの機会となり、保護者の理解を得て家庭訪問につなげることや、保育所と情報連携を図り家庭では見られない様子を把握することにより虐待の疑われる家庭や子育て不安を抱える保護者の支援が可能になると考えていると推測された。それによって子育て支援のネットワークが広がり、保育所と行政が手を組んで保護者の支援や改善への働きかけをしていると推測される。しかし、子供が安全に過ごすことのできる場である保育所の存在が大切であると考えているが、保育士の早期離職により経験の積み重ねがなくなりやすく、そのことが保育所内の取り組みに温度差を生じさせやすくする可能性もあるとも言及していた。また、保護者との困りから行政批判や非協力的な態度もみられることもあり、それによって要保護児童対策地域協議会での保育所からの情報提供の視点が変わってしまい、一緒に取り組むという姿勢が停滞してしまうこともあると述べていた。

面接調査2

方法

1. 調査協力者：児童福祉司1名(児童福祉司としての経験10年以上)。
2. 手続き：保育所保育士の児童虐待防止に関するリーダーを対象にした研修会の前に、児童虐待防止に関しての困りや研修において聞きたいことを求める事前アンケートを送付し、回収できたアンケート48部を児童福祉司に提示した。そして研修実施を想定した研修計画案とその理由を、あくまでも個人の主観として説明するよう求めた。

結果と考察

1. 保育士の困りの分類と回答例

保育士から提示された困りや研修への要望事項を、「文脈横断のパターン(とタイプ)(香川, 2008)」, 想定される境界領域, 困りのカテゴリ, その具体的な回答例を整理し、その結果を表2に提示した。

表2. 児童福祉司に提示された保育士の困りの分類と回答例

文脈横断のパターン	境界領域	困り	回答例	
間接横断 (目的→手段) の問題 (31人, 64.6%)	保育士・保 護者・行政	疑い・判 断・通 告	虐待が疑われるときの保護者への尋ね方。お尋ねするのに言葉を悩む。	
			虐待の疑いのある児童が、家庭で軽い傷を作ってきた場合の判断。見るからに叩かれたと思われる時の保護者対応。(顔、頭以外の傷で軽い場合)	
			疑わしいことは「どうしましたか？」等、聞いているが受け答えがあいまい等で、更に一步、二歩踏み込んで事情を聞かなければいけない時の対応。	
			詳しい話を聞こうとすると、欠席する場合もあるので難しい。また話の中から真実をつかむことも難しい。	
			虐待をしている(疑いのある)保護者への働きかけ方。あまり関わりすぎると、せっかく在園しているお子さんを退園させようとするため、苦慮する。	
			子どもがアザを作ってきた時、子どもの言い分と保護者の言い分が違うことがある。何度も保護者の方に尋ねると、再び子どもに被害がおよびそうで、それ以上聞きにくい時どうすればよいか困る。	
			子どもに傷があるときに保護者へ尋ねると、保護者が「転んだんです」と言われた時、本当に転んだかもしれない。その見極めが難しい。	
			身体的虐待に対しては連携機関との対応がスムーズであるが、心理的虐待、ネグレクトに関しては判断が難しく、対応に苦慮している。	
			虐待しているのか、当人(子ども)自身がケガをしやすい子どもなのか判断が難しいことがある。(発達障害の子等)	
			虐待の心配があるが、欠席が多く実態が見えにくい。	
保育士・保 護者	保護者対 応・支援	保護者との話の中で、虐待についての理解を求めることが難しい。		
		保護者に対して、どう話していったら良いのか。自分のやり方ですからと言われると、その先が言えなくなる。		
		保育士側が虐待と捉えていても保護者にその意識がない(あるいは分かっていると言われたくないと思っている)場合、どう伝えていくか。		
		保護者に、虐待に関しての資料やパンフレットなど配布し、意識をもってもらうように働きかけているが、虐待の疑い予備軍のような叱り方(叩く、暴言を吐く)で、保護者がしつけの一環であると思こんでいる時、保護者にどう理解していただくか難しい。		
		保護者の考え方は 保護者自身の生育歴にもとづいており、それがなかなか変えられない。		
		ことばの暴力(虐待)に聞こえる。しかし、保護者が日常的に生活の中で常に使用している言葉であり、指導が難しい。		
		虐待の連鎖で「保護者からされてきたから…」「躰だから…」と叩くことに抵抗のない保護者もいる。折りを見て、話をしているが、保護者の育ちや価値観を変えることは難しい。そうした保護者へのアプローチをどうすればよいか。		
		母保護者がうつ病の場合ネグレクトにどのように対応すればよいか。		
		ネグレクト傾向にある保護者対応と、その子どもの配慮の仕方をききたい。		
		ネグレクトの保護者の場面、保育所での対応と家庭での対応が違っているので対応しにくい。		
間接横断 (目的→手段)、または 多重混成の問題 (9人, 18.8%)	保育士・保 護者／行政	対応支援	虐待をしてしまう保護者が、虐待を受け入れ、保護者の態度が改善したという事例があれば紹介してほしい。	
			虐待を受けた子どもの心理について。また保育園でどのように心のケアをしていけばよいか。	
			虐待を受けている子どもたちにどんな支援や言葉かけが有効なのか。	
			父から母のDVで別居と同居を繰り返し、その度に保育所へ母からは「父に子どもを渡さないで」父からは「今日来ているか」等の電話があり、対応に困る。(二人の関係が良くなると二人揃って子どもの送迎をする)	
			園から家庭訪問に行き、未提出の書類等の件で話し合いたいが、以前小学生の姉が父保護者に怒られるから家には来ないでほしいと言われ、家庭訪問を控えているが、それで良いとは思えない、何か良い手立てはないか。	
			学校へ進学した際、グレーゾーンの子どもの状況の伝達の難しさ又、伝達しているが担任に伝わっていない状況への対応。(小学校の連携の難しさを感じる)	
			保育所にとっては通告後の保護者対応が一番大変である。そのあたりの理解が児童相談所の方の中で深まってほしい。	
	保育・学校	情報共有・ 連 携	保護者対応 支 援	日頃から保護者と何でも話せる環境ではあり、虐待についても率直に「いけない」と言え、通告についても話している。しかし、子どもの気持ちに寄り添えていない母保護者に対してのカウンセリングの方法を教えてください。
				ネグレクトの疑いがあるため市町村(区役所)にも相談しているが、保護者が園から呼び出しをしても全く対応しない。行動に移さない。
				地域からの通告で、園児が虐待を受けているようだ児童相談所から連絡があったときは「園での様子はいかがですか」等の問い合わせがある。その他の対応として、どのように園側はすべきか、ただ観察を続けるだけでよいのか、電話のみの連絡では対応に悩む。他の機関との連携が取れている場合は、そのことを知らせてほしいと思うが、この辺りどうなっているのかを知りたい。
多重混成の問題 (5人, 10.4%)	保育士・保 護者・行政	連携全般	子どもの虐待という痛ましい報道を耳にする。警察や児童相談所に情報が入っていたと聞くと、虐待を防げなかったのはなぜか。	
			とにかく、いろいろな事例(虐待の状況からその対応やその後の経過など)を知りたい。その時々で、様々な対策があると思うので、いろいろな引き出しを自分が持っておき、その事態に直面した時に臨機応変に対応できればと思っている。	
			虐待を未然に防ぐためには、どのような発信をしていけばよいか教えてください。	
その他	事例に関 する知識	虐待予防 加害保護者の特性	どんな保護者が虐待をするのか? また、その虐待のされかたなど。	

(1) 間接横断パターン(31人, 64.6%)

これは、現在ある活動に参加しながら他の活動へ間接的、潜在的、一時的にアクセスするパターンであり、「虐待かどうか疑われるが虐待と判断できない」、「どのように確認していいのかわからない」という悩みである。通告を意識していると考えられるため、行政との境界も含み保育士と保護者との関係に悩むという境界領域「保育士・保護者・行政」を18人(37.5%)が述べていた。また、「保護者が自らの行為を躑躅と称して養育しているがそれがふさわしくないことをどのように伝えればよいのか困る」という境界領域「保育士・保護者」を13人(27.1%)が言及していた。

(2) 間接横断又は多重混成パターン(9人, 18.8%)

このパターンは、市町村や児童相談所の行政と連携しているかが不明であり、連携がある場合であれば多重混成パターンと考えられる困りである。「ネグレクト傾向にある保護者対応と子どもの配慮の仕方を知りたい」、「虐待を受けた子どもの心理や保育所でどのように心のケアをしていけばよいのかを知りたい」という対応や支援に関する困り(8人, 16.7%)と、小学校との連携に関する困り(1人, 2.1%)である。

(3) 多重混成パターン(5人, 10.4%)

これは複数の活動が、同じ時間や場所を共有しながら交わり混合する過程のパターンであり、「通告後の保護者対応支援が大変であり児童相談所にそこを理解してもらいたい」、「保護者が園からの呼び出しに応じない」などの保護者対応や支援に関する困り(3人, 6.3%)と、「児童相談所からは電話の対応のみで観察を続けるだけでよいのか」という連携に関する困り(2人, 4.2%)だった。なお、3人からの回答は分類できず「その他」とした。

2. 児童福祉司の研修計画案からとらえる境界とそれへの対処

次に、これらの困りを提示された児童福祉司からの回答を、「①境界を維持する保育所や保護者の試み(カプセル化)やその背景」、「②行政側の具体的な行為案や研修案(境界を超える人工物)」の観点から整理した。

(1) 間接横断パターン(目的→手段タイプ)(31件, 64.6%)

1) 保育士のカプセル化に関する児童福祉司の解釈:「虐待かどうか判断できない」、「虐待かどうかわからない場合、保護者にどう確認していいかわからない」等の記述から、通告や事実確認を躊躇する保育士の態度について

は共感したうえで、虐待を発見し通告する際に、保護者に確認をしなければならないという保育士の姿勢があると推測していた。その背景には、法令に関する誤解、関係機関との協働に思いが及ばない、通告も含めた保護者支援すなわち保育指導を保育所内での保育業務として認識しているのはありがたいが保護者を“虐待者”にしてしまう思いと保護者との信頼関係構築を重視する立場との葛藤・躊躇が生じており、さらに保護者への遠慮と保育指導能力の不安と無援感があるのではないかと推察していた。

2) 境界を超える具体的な行為案と研修案(人工物, ※下線部分): 実際であれば、直接、保育所を訪問して相談支援をするという。研修では、①通告の意味づけの変化「通告は子どもの命と安全を守る最初の一步」を伝える。②通告後の関係機関を含めた対応の全体像と通告により救われた家族を協働の実例を紹介しながら模擬ケースで説明する。また、子供への不適切な対応が見られた時の研修案については、③保育士だからできる状況の確認・記録・寄り添いが大切であることを伝え、保護者にあったテーマ絵本を紹介する。④模擬ケースにより「関係機関が顔の見える関係になり、戦略を立てて戦術を練る」対応を説明すると提案した。

(2) 多重混成パターン(10件, 20.8%)

1) 保育士のカプセル化に関する児童福祉司の解釈: 在宅養育支援をしている家庭に対して、「ネグレクトの疑いがあるため市町村(区役所)にも相談しているが、保護者が園から呼び出しに全く対応しない。行動に移さない。」「保護者が保育士の指導に従わない。」等の記述から、保育所側の苦衷には理解できるところもあるというが、こういう情報を行政に知らせないこと(未発信というカプセル化)に対しては、本来ならば即座に市町村や児童相談所などに再度、通告、相談して協議すべきことであると言及していた。その背景にある保育所側の暗黙の意識として、行政との間に壁あるいは行政への批判があるかもしれないと述べていた。また保育所側の困り込みの背景には、行政は何もしてくれないという保育所側の無援感あるいは行政側が放置しているという誤解、そして行政が関われば急速に家族の状態が良くなるという期待とがあるのではないかと推測していた。

2) 境界を超える具体的な行為案と研修案(道具や人工物): 実際には、①支援目標として「これ以上の悪化を防ぐ」というものがあることを伝え、保育所からの発信で関係機関側の体制の見直しにもつながることから、これらを②模擬ケースで紹介すると述べた。模擬ケースで紹介することとして、「子どもの異変・異状・発達保障に支援目標を転換して成功したケース」、「他のサービス

(社会資源)を導入することによる専門職の広がりや成功したケース」,「市町村の関係部署間や児童相談所での連携体制の見直しにより対応したケース」を指摘した。

総合考察

1. 保育所側の管理者や保育士が行政や保護者に構成する境界とその背景

保健師や児童福祉司からの回答から、保育所には、保育文脈で培われた暗黙の意識が存在していると推察された。一つには、保育所側の捉え方には、「通告したら事態が良くなる」、関係機関・関係者が「支援内容や方法等を指示してくれる」という暗黙の考えがあると考えられる。つまり、通告後の解決に過大な期待を抱き、関係機関や関係者から指導や支援をしてもらえたいという期待があるというものである。しかし、関係機関・関係者側には、「子供の生命維持を主たる目標として、その他は現状維持という支援目標もある」という考えもある。通告を受けて家族への介入を進めようと思っても、長年にわたって形成された保護者の考え方や行動がそう簡単に変わるものではないため、子供の命を守ることだけに支援の目標を置くこともある。そのため、保育所側からの「通告したら状態がよくなる」、「通告したら子供を保護してもらえたい」という期待に沿った対応がいつもできるわけではない。さらには、関係機関側の専門家が主導してすべてのケースに対応するわけではなく通告した保育所と「ともに何がベターかを考えていく」という協議の姿勢を重視している。したがって関係機関側が“一緒に考える”という言動を示すことが、行政側の責任を保育所に追わせようとしているのではないかと保育所側に感じさせてしまうと推察される。この点については、蓮尾・鈴木・山川(2012a, 2012b)も、学校組織を対象とした論文の中で、『学校からすれば「通告」はいよいよ学校だけでは対応できない時に行う、最後の手段と理解されているように見える。しかし児童相談所側からいえば、通告は調査開始のきっかけでしかない。』ということと同様の構造があるように考えられる。

また保育士は子供を守りたいと考えている。保護者の生活や態度に問題があり子供にしわ寄せがくると、保護者に対して懲罰的な意識が強くなり、そのことを行政に訴える。しかし、行政側も保護者への対応が難しく現状をキープするという対応になりやすい。そのことを保育所が行政は何もしないと誤解して、行政批判に転じやすいと考えられる。

以上をまとめるならば、このような保育所側や保育士のカプセル化の背景には、①信頼関係構築が法令に則った対応かの二分思考、すなわち保護者を“虐待者”にし

てしまうなどのように保護者との信頼関係構築を重視する立場と通告も含め関係機関と協働して保護者に対する支援を行う役割が保育所保育になると認識し法令に則った対応を重視する立場との葛藤・躊躇である。また、②行政と協働すれば改善するという過度の期待感と不信感(行政主導による支援か協働での支援か)、すなわち行政が関われば急速に家族の状態が良くなるという何か行政側が万能感を有しているかのような期待である。しかし実際にはそういうことが常にあるわけではない。そのため行政側の放置や放任と誤解される。③積極的に保護者にかかわるといふ保護者指導観もあると考えられる。子供に寄り添った見方を取りやすい保育士は子供の示す様々な行動の背景に保護者の養育態度や行動の問題を読み取りやすい。そのため子供のために思って保護者に関わることが多いが、それが保護者してみると負担になり、つい保育所側に拒否的な態度をもってしまうことになり、保育所側が困難を増すことにつながりやすいとも考えられる。

2. 困りの解決に向けた研修デザインのために

(1) 模擬ケースと支援の全体図

児童福祉司の面接調査において、保育士の通告への躊躇や保護者支援での困りを克服するための道具として模擬ケースを紹介することが言及された。活動理論に基づく探究的学習(Engeström, 2009/2010)の観点から、これらの模擬ケースの位置づけと教育プログラムへの展開について述べる。探究的学習による研修デザインは、従来の知識の伝達や断片化に陥りやすい職業教育への批判から、学習者自身が主題事項に関連する認知的コンフリクトに対峙し、それらのコンフリクトを習得するために新しいモデルを選択・生成し、その検証や批評を通して、テーマとなっている現象について理論的知識を構成することを支援するデザインである。そしての理念を実践的に実現するために学習者によって遂行されるステップとして、動機づけ(motivation)、方向づけ(orientation)、内化(investigation)、外化(externalization)、批評(critique)、統制(control)という6つの学習ステップを提唱した。なかでも方向づけのベース(orientation basis)は、学習者が「自分なりに物事を理解したりその物事を評価したり、その物事に関連する課題を解決したりするときに用いるモデル」であり、学習者がその起源に迫り、その創発と進化のプロセスを明らかにすることによって対象の本質を解き明かす際に有用となる道具である。探究的学習において、学習者は、様々な教授の手立てによってこの方向づけのベースを自己生成し、批判・統制し、組織化していくことになる。

一方、この探求的学習に基づく研修をデザインするためには、まず研修の管理者自身が次の二つの課題を遂行しなければならない。ひとつは、学習者の習慣的な行為と思考の仕方では習得できない、すなわち認知的コンフリクトをもたらす実践的課題を構築することである。二つ目は、主題事項となる問題を解消するモデルや人工物などの道具およびそれらの創成の原理を把握し、そこから教授の初期段階で学習者に提示すべき説明モデルを構築することである。この説明モデルは、教授プロセスの中であくまでも学習者により何度も外化・批判・統制により何度も再構成され方向づけのベースへとつながるものである。

今回の面接調査で児童福祉司が提示した模擬ケースは、「現象の重要な特徴に光を当てるメタファーや物語という形式をとる」という意味で、方向づけのベースの中のプロトタイプに該当すると考えられる。このプロトタイプは、図やメンタルイメージ、メタファーや物語という形式で表されるため、「何が本質的な構造なのか」といったことについての明確な説明は含まない。この意味で、プロトタイプは全体論的で分化されていないのである。」という制約はある。しかし、そのモデルは、関係機関との協働において誰が何に対してどのような支援を行っているかを端的に示すモデルとなっている。このモデルを契機として、なぜそのような支援行動が生まれたのか、どのような手順で支援を実行していけばよいのかなどの問いとその探求によって、他の先行オーガナイザー、アルゴリズムやシステムモデル、最終的には胚細胞モデルという方向づけのベースへと展開されていく可能性を秘めていると考えられる。支援の全体像を説明するためのアルゴリズムにつながる説明モデルとして作成した「ワークシート 児童虐待防止において保育所に求められる専門職連携実践の自己チェック」(笠原, 2017)も含めて、今後、実証的データを積みながら教授とその効果を検討していく必要がある。

(2) 個別の支援計画

保育所が児童虐待へ対応する際に、関係機関との協働で困りを抱えていることが推察された。このような困りを解消するためには、面接調査において指摘された「支援目標の変更」が有効になる可能性がある。青柳・阿久澤・笠巻・鹿間・佐光(2016)も児童相談所職員へのインタビュー調査により、彼らが観る学校側の困りが「支援方針や役割についての相互の認識不足」にあることを指摘しており、これを実行可能なものにする人工物であり道具が「個別の支援計画」である(笠原, 2016b)。個別の支援計画は、保育所と関係機関側とを結びつける共通のツール、対話を引き起こす道具となり、それを

とに保育所が関係機関と個別ケース検討会議を行う、または関係する専門家が集う要保護児童対策地域協会などの場で検討対象にすることにより、より子供や家族の支援のために何が最適なのかを検討する引き金となり、お互い「顔の見える関係」や「役割分担と共有」が生まれる。

それと同時に、保育所側に求められる行動は、組織内連携体制の整備である。これは保育所内での「連絡・報告・相談、通告の勧奨」を促すことであり、次に発信行動をとることである。また個別支援計画を関係機関に提示し、協議の上それを見直し、緊急対応時の報告・相談を取り決め、協議の要請を行うことである。個別支援計画の修正、実行という共通のツールにより保育所側は役割分担や責任が明確になり、ケースの状況に応じて目標・計画・手立ての見直しが求められる。このようなことを実行することによって、「保育所(園)内での複数の目」で子供や家族だけでなく、関係機関との協働のあり方を見ることができるようになると考えられる。

一方、関係機関・関係者の側に求められる行動がある。それは保育所(園)側の支援計画を共有し、場合によっては修正を依頼し、保育所側からの個別相談対応にも適切に応じてもらわなければならない。保育所からの問い合わせ、それに対する説明や指導・助言、より適切な支援が出来る団体などを紹介したり、児童相談所にケースを移管したりする支援の展開も必要である。また要保護児童対策地域協議会での審議内容をコントロールしてもらうことも重要であり、保護者を責めるだけの場にししない運営が求められる。

このような取り組みが十分になされることにより、「専門性の異なる専門家の複数の目」、「組織を超えた複数の目」で子供や家族に関わることができ、実際の協働の内実において、関係性(信頼、対等、支え合う等)がよくなり、個別支援計画の共有・変更にも対応でき、子供理解と家族の実質的な変化、すなわち安心感、達成感が高まり、困りも低減し、協働の評価が高まると予想される(笠原, 2016b)。

今後は、以上の面接調査や笠原ら(2005)及び笠原(2016a)をふまえて、脱カプセル化の試みで見出された人工物を教材として具体化し、児童虐待防止教育プログラムのコンテンツとして整備し、探求的学習に基づく教授プロセスによって彼らが方向づけベース(Engeström, 2009/2010)として機能するかを実証していく必要がある。

引用文献

- 青柳千春・阿久澤智恵子・笠巻純一・鹿間久美子・佐光恵子.
(2016). 児童虐待における学校と関係機関の連携に関する研究—校外関係機関の専門職へのインタビュー調査から—. 高崎健康福祉大学紀要, 15, 23-34.
- Engeström, Y. (2010). 変革を生む研修のデザイナー仕事を教える人への活動理論 (松下佳代・三輪建二, 訳). 鳳書房.
(Engeström, Y. (2009). Training for Change: New approach to instruction and learning in working life. International Labour Organization, Genova.)
- 蓮尾直美・鈴木聡・山川将吾. (2012 a). 学校組織における被虐待児の発見・対応と社会化をめぐる教師役割の再規定(1)—学校・児童相談所・児童福祉施設における連携の実際を手がかりに—. 三重大学教育学部研究紀要 (教育科学), 63, 359-369.
- 蓮尾直美・鈴木聡・山川将吾. (2012 b). 学校組織における被虐待児の発見・対応と社会化をめぐる教師役割の再規定(2)—学校・児童相談所・児童福祉施設による連携の実際を手がかりに—. 三重大学教育学部付属教育実践総合センター紀要, 32, 23-27.
- 香川秀太. (2008). 「複数の文脈を横断する学習」への活動理論的アプローチ—学習転移論から文脈横断論への変移と差異—. 心理学評論, 51(4), 463-484.
- 香川秀太. (2011). 状況論の拡大：状況的学習，文脈横断，そして共同体間の「境界」を問う議論へ. 認知科学, 18(4), 604-623.
- 香川秀太・茂呂雄二. (2006). 看護学生の状況間移動に伴う「異なる時間の流れ」の経験と生成：校内学習から院内実習への移動と学習過程の状況論的分析, 教育心理学研究, 54, 346-360.
- 香川秀太・櫻井利江. (2007). 学内から臨地実習へのプロセスにおける看護学生の学習の変化：状況論における「移動」概念の視点から. 日本看護研究学会雑誌, 30(5), 39-51.
- 笠原正洋. (2016 a). 保育所において関係機関と協働して対応した児童虐待事例の協働の評価に関する質的検討. 中村学園大学発達支援センター研究紀要, 7, 9-13.
- 笠原正洋. (2016 b). 保育園・幼稚園における子ども虐待対応：専門職連携実践に向けて園ができること. 小児科臨床, 69(12), 2819-2826.
- 笠原正洋. (2017). 保育所の保育者のための児童虐待防止活動に関するチェックリスト方式のワークシートの作成. 中村学園大学発達支援センター紀要, 8, 19-29.
- 笠原正洋・加藤和生・後藤晶子・丸野俊一. (2005). 保育園での被虐待児の早期発見と通告に関わる問題と原因. 平成16年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業「保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築」総括・分担研究報告書 (主任研究者：加藤和生), 41-55.
- 今野貴之. (2017). 国際交流学习における教師と連携者間のズレとその調整. 日本教育工学会論文誌, 40(4), 325-336.

付記

本研究の面接調査は科研基盤研究(C)「児童虐待防止における保育所と関係機関の協働の分析と専門職連携実践教育プログラムの開発」(代表：笠原正洋, 課題番号25381106)の助成を受けた。面接調査1は「笠原正洋. (2014). 児童虐待防止活動の関係機関との協働プロセスにおいて保育所が体験する困難と課題. 日本発達心理学会第25回大会, 480. 京都大学百周年時計台記念館・吉田南総合館 (京都府京都市), 2014年3月21日.」, 面接調査2は, 「笠原正洋. (2013). 児童虐待防止活動において保育所保育士が呈する境界横断の問題. 九州心理学会第74回大会, 14. 琉球大学法文学部千原キャンパス (沖縄県中頭郡西原町), 2013年11月16日.」として発表したものを再整理, 加筆修正したものである。面接調査に協力いただいた関係者の皆様に心より感謝いたします。